

平成25年度

坂井市コミュニティセンター検討委員会

検討結果（中間）報告書

平成26年3月

坂井市コミュニティセンター検討委員会

I はじめに

近年、社会経済情勢の変化により、少子高齢化、核家族化が進展し、地域の連帯感や絆が薄れつつあり、地域コミュニティの機能低下が懸念される中、防犯、防災、福祉、教育など行政だけでは対応できない問題が増えてきました。

坂井市では、合併以来、市民一人一人がまちづくりの主角として、それぞれの地域の特色や個性を活かし、市民と行政がお互いの責任と役割を分担しながら、まちづくりに取り組む「協働のまちづくり」を推進しています。

協働のまちづくりを推進するため、市内23地区において、「まちづくり協議会」が設立され、公民館を拠点として地域の特色を活かし主体的、自主的な活動を通して、住みよい地域づくりに取り組んでいます。

公民館は、「市町村その他一定の区域内のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」（社会教育法第20条）ことを目的として設置されています。

しかしながら、社会環境の変化により、地域まちづくりに対する住民のニーズは多岐にわたり、公民館は社会教育施設としての役割とともに、地域づくりの役割を担う地域コミュニティ活動の拠点施設としての機能を併せ持つようになってきました。

このような状況の中、坂井市は、社会教育事業だけではなく、地域まちづくり活動など幅広く柔軟な活動が可能となるよう、坂井市総合計画後期基本計画、坂井市公共施設マネジメント白書において、人づくりや生涯学習活動の拠点である公民館を地域まちづくりの拠点としてコミュニティセンターへの移行を推進する方向性を示しました。

坂井市コミュニティセンター検討委員会は、協働のまちづくりを推進する中心的な活動拠点としてのコミュニティセンターのあり方について、様々な視点から検討し、特色ある地域社会の形成に資するとともに市民のコミュニティ活動の醸成を図ることを目的に、まちづくり協議会、地域協議会、公民館長の代表及び学識経験者14名で平成25年7月に設置されました。

これまで6回にわたる検討委員会と先進地視察を行うとともに、検討委員会における議論の内容を、それぞれの関係組織にフィードバックしながら、コミュニティセンターのあり方やまちづくり協議会組織強化や各種団体との連携など議論を深めて参りました。

検討を行う中で、人材育成や組織の強化、及び地域住民の理解など、各まちづくり協議会が抱える様々な問題が改めて浮き彫りとなり、坂井市のまちづくりがどうあるべきかの本質的な議論が盛んに行われました。これらまちづくり全般に係る議論に及んだことは、これからのまちづくりを考えるうえで、大変有意義であったと思います。

市の重点施策である「協働のまちづくり」を推進するにあたり、その活動拠点となるコミュニティセンターのあり方や、その中心的役割を担うまちづくり協議会の関わり方について議論してきた内容や意見について、検討結果（中間）報告書として提出いたします。

坂井市コミュニティセンター検討委員会
委員長 江川 誠 一

Ⅱ 検討内容

1. 公民館のコミュニティセンター移行について

坂井市では、協働のまちづくりを推進するため、市内23地区に「まちづくり協議会」が設立され、公民館を活動拠点として、地域づくりに取り組んでいます。

その「公民館」を地域コミュニティの拠点「協働のまちづくりを実践する中心的な場」と位置付け、社会教育活動だけではなく、様々な地域まちづくり活動など幅広く柔軟な活動が可能となるよう、地域活動の拠点施設としてコミュニティセンターへの移行を推進する方向性が示されました。

検討委員会では、協働のまちづくりを推進する中心的な活動拠点としてのコミュニティセンターのあり方について、様々な視点から検討することとしました。

- 坂井市公共施設マネジメント白書（平成24年3月）
- 坂井市総合計画後期基本計画（平成25年3月）

検討委員会では、市が示したコミュニティセンター移行への方向性、必要性について共通理解を図るとともに、移行に係る進め方、課題等について協議を行いました。

【コミュニティセンター】

社会教育及び生涯学習活動の拠点機能（従来の公民館機能）と、地域コミュニティ活動の拠点機能を併せ持つ施設です。

協働のまちづくりを実践する「まちづくり協議会」の活動拠点になります。

*移行に対する基本的な考え方について

【検討委員会での主な意見】

- ① コミュニティセンター移行には、モデル地区を設定し、可能な公民館（まちづくり協議会）から順次、移行してはどうか。
- ② 公民館の機能を維持し、更に発展させるために具体策を考えるべきである。
- ③ 公民館は、長年住民に慣れ親しまれている施設であるので、コミュニティセンターの具体的な内容がわからない部分がある。
- ④ まちづくり協議会に対し、コミュニティセンター移行の必要性、方向性が十分に理解されていないので、広く市民も含めて理解を得る必要がある。
- ⑤ 区長会に対しコミュニティセンター移行の説明をする必要がある。
- ⑥ 同名の既存施設（区民館、消防施設等）があるので、名称についても検討する必要がある。

【課題と方向性】

- ① コミュニティセンター移行について、行財政改革、指定管理者制度等の概念が先行したため、検討委員会では、コミュニティセンターのあり方、進め方について、様々な視点から検討することとする。
また、委員は検討委員会での協議内容をフィードバックし地元での意見集約を行うこととする。
- ② まちづくり協議会の地域事情、組織力には差異が見受けられるので、コミュニ

ティセンター移行については、検討委員会において移行の時期や方法等を十分検討しながら進めていくこととする。

- ③ 名称についても、検討委員会で検討する。

2. まちづくり協議会とコミュニティセンターの活動及び業務内容について

コミュニティセンター移行後のまちづくり協議会とコミュニティセンターの活動や業務内容に関する役割分担について、意見を交わし方向性を検討しました。

1) コミュニティセンターの管理及び運營業務

【検討委員会での主な意見】

- ① コミュニティセンターにおけるまちづくり協議会と市の役割や業務内容の範囲について、まちづくり協議会の理解が得られるよう十分整理する必要がある。
- ② 将来的には指定管理者制度を導入し、地域住民（まちづくり協議会）が自ら考え自ら活動する主体的な運営のもと、コミュニティセンターを担っていくことが望まれる。

【課題と方向性】

まちづくり協議会には、組織体制上の課題があり、コミュニティセンターの管理運營業務については引き続き市が担っていくこととする。

*主な管理業務

- ① 維持管理業務
- ② 貸館業務

*主な運營業務

- ① まちづくり協議会と行政や地域各種団体との連絡調整
- ② 地域まちづくりや社会教育及び生涯学習活動のコーディネート

2) まちづくり協議会の活動内容

【検討委員会での主な意見】

- ① コミュニティセンター移行に伴い、まちづくり協議会の果たす役割は、益々重要になってくるため、事務局であるコミュニティセンター長・職員（以下、「センター長・職員」と表記する。）の役割を検討していく必要がある。
- ② コミュニティセンターとの連携による効果的なまちづくり事業を推進するため、まちづくり協議会の組織強化等を図る必要がある。

【課題と方向性】

まちづくり協議会とセンター長・職員が一体となり、従来の公民館活動とまちづくり協議会活動を融合することで、効率的かつ効果的な事業を展開していくことが望まれる。

3) コミュニティセンター長・職員の業務

【検討委員会での主な意見】

- ① センター長・職員の業務内容を明確にしていく必要がある。
- ② 従来の公民館の業務内容をもとに、コミュニティセンターの業務内容を精査し、適正な職員配置や待遇面の改善を検討する必要がある。
- ③ センター長・職員には、コミュニティセンター管理と地域まちづくり事業のコ

ーディネートの役割を果たしてほしい。

【課題と方向性】

- ① 現行の公民館業務が、コミュニティセンター移行後も円滑に実施できるよう、業務に精通する現公民館長・職員を継続雇用していく方向で検討する。
- ② センター長・職員の主な役割を、コミュニティセンターの管理業務、地域まちづくり事業や社会教育及び生涯学習活動のコーディネーター役、及びまちづくり協議会等の事務局と明確に位置付け、センター長・職員がまちづくり協議会と一体となって地域まちづくりを推進できる体制を整備する必要がある。また、まちづくり協議会と行政及び地域各種団体との連絡調整も担うことで、まちづくり事業の円滑な推進も望まれる。

3. 社会教育及び生涯学習について

コミュニティセンター移行後においても、現行の公民館が行う社会教育及び生涯学習活動を担保していくため、予想される問題点などを整理しながら検討しました。

【検討委員会での主な意見】

- ① コミュニティセンター移行後、これまでの拠点公民館としての機能は、どの様に引き継がれるのか、その役割が果たせなくなってしまうのではないかと懸念されている。
- ② コミュニティセンター移行に伴い、拠点公民館に配置されている社会教育指導員が、地域における社会教育をはじめとする地域まちづくりに対し指導、助言できる体制を構築してほしい。
- ③ 社会教育及び生涯学習活動の企画立案は、教育委員会がマネジメントやサポートしながら、まちづくり協議会とセンター長・職員が一体となって進めていってほしい。（教育委員会とのパイプが必要）
- ④ 地域の特性を活かした事業や講座などの社会教育及び生涯学習活動は継続し、積極的に実施してほしい。

【課題と方向性】

- ① 従来の公民館事業（社会教育及び生涯学習活動）は、まちづくり協議会とコミュニティセンターが一体となり取り組むことで、より充実を図り発展させていく。
- ② 教育委員会として、コミュニティセンターに対する充実した指導、支援を行える体制を整える必要がある。
- ③ センター長・職員が定期講座などの社会教育及び生涯学習活動を円滑に企画運営できるように、教育委員会は引き続き県公民館連合会への加入、社会教育に関する情報や研修機会を提供していく必要がある。
- ④ コミュニティセンター移行後は、従来の社会教育及び生涯学習活動に加え、まちづくり協議会の企画運営による地域の特性を活かした独自の定期講座、講演会、さらに発展した活動を実施していくことが望ましい。

4. まちづくり協議会の各種団体との連携について

先進地事例においては、区長会をはじめ各種団体を組織に取り込むことで、活発な事業を展開しており、検討委員会でも、「まちづくり協議会は、組織強化を図り活動を充実させるためにも各種団体との連携は重要である。」と認識されています。

しかし、現状は地域事情等により、組織構成、各種団体との連携等に相違が見受けられるところではあります。

ここでは、まちづくり協議会がコミュニティセンター運営を担えるだけの組織となるには、区長会をはじめとする各種団体との連携についてどうあるべきか協議を行いました。また、まちづくり協議会、各種団体に対する交付金制度についても意見が交わされました。

第4回では、区長会との連携についてイメージ図を示しながら、第5回では各まちづくり協議会等の状況調査の結果を資料として提示しました。

《まちづくり協議会・区長会・コミュニティセンターの関係》

まちづくり協議会は、区長会やコミュニティセンターと三位一体となって、まちづくり活動を推進することが大変重要となります。

【区長会に期待する役割】

- ①区相互の連携、行政との連絡調整
- ②地域課題等の把握（区民の意見を取りまとめる）
- ③区民に対する、まちづくり協議会事業への参加（参画）要請及びPR（周知）
- ④まちづくり協議会と連携、協力した効果的なまちづくり事業の展開

【コミュニティセンターに求められる役割】

- ①行政と地域（まちづくり協議会や区長会など）との連絡調整
- ②まちづくり協議会と区長会との連絡調整（地域内の連携強化）
- ③まちづくり協議会の育成及び支援（事務局としての位置付け）
- ④地域まちづくり活動や社会教育及び生涯学習活動のコーディネート役

1) まちづくり協議会と区長会及び各種団体との連携について

【検討委員会での主な意見】

- ① まちづくり協議会も区長会も地域を良くするために活動をしているので、お互いが連携して効果的に事業を実施することが望ましい。
また、地域における区長の役割は重要であり、まちづくり活動においてもまちづくり協議会との積極的な連携と協力が必要であるので、市は、区長会に対し、まちづくり協議会活動の意義を説明し参画するよう働きかけてほしい。
- ② それぞれの団体が似たような事業を個別に実施するより、一つの組織の中で協力し合って実施すれば、効果的な事業展開ができるのではないか。
- ③ 区長会には独自の事業があり、事業によってはまちづくり協議会と連携できない場合もある。
また、区長会は、主に行政に要望を行う機関である。まちづくり事業に参画することが馴染まない場合もあるのではないか。

区長会事業の中には、まちづくり協議会と連携できない独自の事業と、まちづくり協議会と連携しやすい事業が存在しており、区長会とまちづくり協議会の連携は地区により柔軟に対応していくことが必要です。

区長会には、まちづくり協議会発足以前から実施している事業があること、また、行政に対して要望を行う機能もあり、コミュニティセンター移行に併せて、まちづくり協議会との連携を考える上で役割等の調整が必要である。

- ④ 公民館の状況調査の結果では、公民館で認識の開きがあるので、差異が無くなるよう公民館間で意思の統一を図る必要がある。

【課題と方向性】

- ① コミュニティセンターにおけるまちづくり協議会と区長会の連携のイメージは、コミュニティセンターを拠点施設として位置付けて、まちづくり協議会とその各部会が運営主体となり、区長会が一体または連携してまちづくり協議会に参画し、他の各種団体が連携、協力してまちづくり活動が実施されることが望ましい。
- ② まちづくり協議会と区長会との強固な連携は、まちづくり活動を効果的に推進するために不可欠な要件であるので、「全く連携していない」「連携が薄い」地区に対してはコミュニティセンター移行と並行して、それぞれの地域事情に応じた良好な関係を構築する必要がある。よって、区長会に対しては、コミュニティセンター移行に併せてまちづくり協議会への参画について説明を行う必要がある。

2) 交付金制度の取り扱いについて

【検討委員会での主な意見】

- ① 区長会独自の事業があるため、交付金の一本化は難しいと思われる。
- ② 地域活性化及び地域づくりの交付金であるなら、まちづくり協議会と区長会の交付金を一本化すべきである。
- ③ 団体補助金や交付金を一本化し、組織そのものも一本化できないか検討してみてはどうか。
- ④ 区長会のこれまでの経緯により組織力や活動内容に違いがあっても、交付金の目的（地域住民に対する事業）は同じであるので、まちづくりに係る交付金を一本化する新たな交付金制度を検討しても良い。
- ⑤ 交付金を一本化する場合でも、区長会の実情に合わせて、部分的に一本化する等、柔軟性をもたせることも必要である。
- ⑥ 交付金の窓口を一つにすることで、地域で考えながら予算化して使うと良い。

【課題と方向性】

交付金の一本化については、地域により意見の相違がみられるので、地区の希望により選択できる、実施する事業に応じて一本化する等、ある程度の柔軟な交付金制度の見直しも含めて検討する必要がある。

5. 先進地における取組について《平成25年10月3日実施の先進地視察をうけて》

先進的にまちづくり協議会によるコミュニティセンター運営を実施している、滋賀県近江八幡市役所及び八幡学区まちづくり協議会（規模 人口約 16,000 人、世帯数約 6,400 戸、自治会数 20）を視察し、検討委員会が取り組むコミュニティセンター移行に関する協議の参考とした。

1) 八幡学区まちづくり協議会の視察要旨

- ① 移行までの経緯
- ・ H20.4 市が「協働のまちづくり基本条例」を施行
 - ・ H20.12 八幡学区まちづくり協議会を設立
 - ・ H21.4 まちづくりに関する住民アンケートの実施

- ・ H22.2 第1期まちづくり3カ年計画を策定
- ・ H22.3 公民館をコミュニティセンターに移行

当初、コミュニティセンター移行の際は反対意見も多く協議も難航したが、現在は目的や効果も理解され、順調に活動している。

② 自治会長会（区長会）及び各種団体との関係

協働のまちづくり基本条例の中で、まちづくり協議会の設置、全ての自治会や各種団体のまちづくり協議会への参画を規定している。実際、自治会をはじめ多くの団体が参画しており、それぞれの意見を反映させながら活動している。特に自治会長会との連携は重要であるので、自治会長は理事や総務部会員などの重要な役職を担っている。

③ 市とまちづくり協議会の役割

コミュニティセンターの維持管理や貸館などの管理業務のみを市が担当し、地域まちづくり事業をまちづくり協議会が担っている。社会教育及び生涯学習事業は、中央公民館の指導、支援のもと、まちづくり協議会がコミュニティセンターと一体となって実施している。双方の事業とも参加人数は増加し、公民館時代と比べ活性化した。

④ 移行による効果（メリット）

コミュニティセンター移行の最大のメリットは、まちづくり協議会自身の自由な考えと自由な活動で、まちづくりを進めることができるようになったことである。また、住民アンケートをもとに事業を企画することで、住民ニーズにも配慮できる。

また、地域住民に主体性がみられるようになり、職員と一緒に考える機会も増え、職員のモチベーションも上がった。

2) 先進地視察の感想について

まず、先進地において参考となったことは、まちづくり協議会の組織運営が確立されている点ある。自治会長会をはじめとする地域の様々な団体が参画し、それぞれがうまく連携することで、効率的かつ効果的に事業推進が図られていた。行政や事務局に頼ることなく、地域住民自らが主体となって各種活動に取り組む体制が整っていた。

次に、社会教育及び生涯学習活動の取り組み方については、センター長を中心にまちづくり協議会会員がうまく連携し、地域の実情に対応した活動を独自のやり方で積極的に運営されていた。行政との繋がりに多少の疑問は残りますが、公民館時代と比べても充実した活動内容になったようで、コミュニティセンター移行の効果の一つと考えられる。

その他色々な参考事例も見受けられたところですが、先進地においては、このコミュニティセンター移行によるメリットを最大限に活用し、行政主体によるまちづくりから地域住民主体によるまちづくりに変えることで、地域住民が求めるまちづくりが積極的に行われるようになった。

なお、デメリットは無かったということだが、コミュニティセンター移行に関する行政との協議の中で不安や懸念された事項が解消された結果と思われるため、今後これらについても調査していく必要がある。

6. 「協働のまちづくり」推進イメージ図（次頁掲載）について

検討委員会では、公民館からコミュニティセンターに移行する際の市とまちづくり協議会が担う業務や役割について協議を行う中、区長会は地域のリーダーとして中心的な存在であり、まちづくり活動において重要な役割を担うことから、区長会を加えた連携のあり方について、イメージ図をもとに協議を行ってきました。

イメージ図には、コミュニティセンターをまちづくり活動の拠点施設として、まちづくり協議会と区長会がそれぞれの役割を活かしながら、連携または一体となって、地域課題を把握し解決することができる三位一体の体制を描いています。また、各種団体との関係も加えています。

なお、今後もまちづくり協議会と区長会及び各種団体との関係については、効率的かつ効果的な活動を実施する上で重要な課題であるので、今後も協議を行っていきます。

注意：掲載したイメージ図はこれまでの協議において校正を加えたもので、第5回終了時点のものであります。

「協働のまちづくり」推進イメージ図 (まちづくり協議会・区長会・コミュニティセンター 関係図)

《 地 域 》

まちづくり協議会とは
地域の課題に取り組むなど、住民にとって住みやすいまちづくりを推進する、住民で構成する組織

- まち協の主な活動内容**
- ・地域の課題解決に向けた活動を自ら企画
 - ・地域住民による地域まちづくり活動の実践
 - ・区長会などの各種団体と連携した、効果的な事業の推進

まちづくり協議会

コミュニティセンター

- コミュニティセンターの役割**
- ・地域と行政との連絡調整
 - ・まち協と区長会(各種団体)との連絡調整
 - ・まち協の育成、及び支援(事務局長等)
 - ・まちづくり事業、及び社会教育活動のコーディネート

区長会

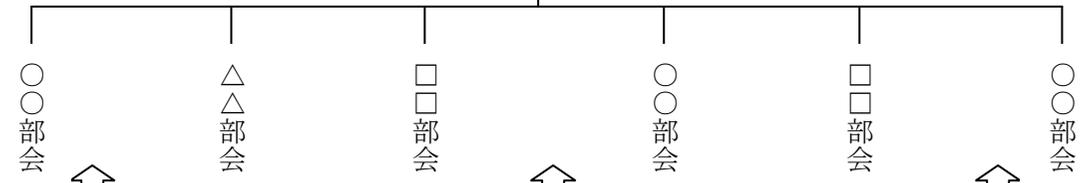
- 区長会の主な活動内容**
- ・区相互の連携(連絡調整)
 - ・各区(区長)への指導、支援
 - ・地域と行政との連絡調整
 - ・地域での課題解決に向けた取組

- ・地域の課題等の把握(まち協への伝達)
- ・区民への、まち協情報の伝達
- ・区民への、まち協活動への協力や参加要請
- ・まち協と連携した効果的な事業の推進(まち協との共催事業)

- 市**
- ・まちづくり事業の支援
 - ・交付金の交付
- 教育委員会**
- ・社会教育、生涯学習事業の企画及び指導助言

三位一体となり、効率的・効果的な運営を展開

各種まちづくり事業



まち協から依頼

各種団体
部会の構成団体・人材の供給

区長会(区長)
依頼等

区民・区内各種団体
人材の供給

Ⅲ 次年度にむけて

「公民館」は社会教育を担う役割とともに、協働して地域づくりを担う役割が求められるようになってきました。

坂井市においては、「まちづくり協議会」の活動拠点である「公民館」を地域コミュニティの拠点いわゆる「協働のまちづくりを实践する中心的な場」と位置づけ、「コミュニティセンター」への移行を推進することとしました。

検討委員会では、市民と行政による「協働のまちづくり」を進めるうえで、地域コミュニティの活動拠点となる「コミュニティセンター」のあり方や役割、また、地域活動の主体となる「まちづくり協議会」の組織連携や活動内容、併せて、従来、公民館が担ってきた社会教育事業の推進方法を含め、様々な面から検討してきました。

その中で、検討委員会で次のような課題等の意見が出されました。

1. 公民館のコミュニティセンター移行について

- 1) コミュニティセンター移行の時期及び方法を十分検討する。
- 2) 市の責任範囲のあり方を検討する。

2. まちづくり協議会とコミュニティセンターの活動及び業務内容について

- 1) コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容の範囲と役割を明確にする。
- 2) センター長及び職員の地域まちづくりに対する役割の明確化と意識高揚を図る。
- 3) コミュニティセンター職員の人員配置と待遇について検討する。

3. 社会教育及び生涯学習の推進について

- 1) 従来の公民館が担ってきた社会教育及び生涯学習事業を継続し、さらに推進する方法を検討する。
- 2) 教育委員会の支援の方法について検討する。
- 3) 社会教育指導員の業務充実とコミュニティセンター長及び職員の支援体制を明確にする。

4. まちづくり協議会と各種団体の連携について

- 1) 区長会をはじめとする地域各種団体との連携等、組織体制の充実を検討する。
- 2) 交付金の運用方法について検討する。

平成26年度においては、これまでの検討内容をふまえ、コミュニティセンター移行に伴う制度や運用面の細部にわたり、継続的に検討を行います。

IV これまでの協議経過

委員会等	開催日	議 題 等
第1回	H25.7.2	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター検討委員会委員の委嘱 まちづくり協議会、地域協議会、公民館長の代表及び学識経験者 計14名 ・役員の選出 ・コミュニティセンター移行に対する市の基本的な考え方について ・コミュニティセンター化に関する取組経緯について ・今後のスケジュールについて
第2回	H25.8.28	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録等の取扱いについて ・コミュニティセンターの管理及び運営の範囲について ・コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容について ・公民館の事業（社会教育及び生涯学習）について
視察研修	H25.10.3	<ul style="list-style-type: none"> *近江八幡市役所（まちづくり支援課） *八幡学区まちづくり協議会（近江八幡市）
第3回	H25.10.22	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の取扱いについて（会議傍聴、会議録氏名掲載） ・視察研修を受けて ・コミュニティセンター、まちづくり協議会の組織構成について
第4回	H25.11.28	<ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり講演会におけるアンケート結果について ・コミュニティセンターの業務内容及びまちづくり協議会の活動内容について ・区長会とまちづくり協議会との連携について ・社会教育及び生涯学習の推進方法について
第5回	H26.1.21	<ul style="list-style-type: none"> ・各まちづくり協議会の現状把握について ・「協働のまちづくり」推進イメージ図について ・今後のコミュニティセンター検討委員会について
第6回	H26.3.20	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター検討委員会協議事項の確認について ・今後の協議内容について

坂井市コミュニティセンター検討委員会委員名簿

(敬称略)

	役職	氏名	地区	所属等
1	委員長	江川 誠一	学識経験者	福井県立大学地域経済研究所講師
2	副委員長	太田 朗夫	学識経験者	坂井市社会教育委員の会議長
3	委員	近藤 奏	三国	三国自治区地域協議会
4	委員	山崎 守	三国	加戸公園台地区まちづくり協議会長 *任期 ~H25.10.16
		荒川 正義	三国	雄島地区まちづくり協議会長 *任期 H25.10.17~
5	委員	山本 達雄	三国	三国公民館長
6	委員	多田 栄	丸岡	丸岡自治区地域協議会
7	委員	大川 貞幸	丸岡	竹田の里づくり協議会長
8	委員	北 正勝	丸岡	高椋東部公民館長
9	委員	小林 美宏	春江	春江自治区地域協議会
10	委員	長谷川 範彦	春江	春江中部まちづくり協議会長
11	委員	吉澤 君子	春江	春江東公民館長
12	委員	北 藪 金章	坂井	坂井自治区地域協議会
13	委員	陶 山 治男	坂井	坂井木部地区まちづくり協議会長
14	委員	定池 りゆ子	坂井	大関公民館長

*任期；平成25年7月2日から、坂井市コミュニティセンター検討委員会設置要綱第2条に掲げる、事務が完了するまで